

# 学内コンソーシアム構築による 電子ブック契約対策

総合研究大学院大学 附属図書館副館長 兼 調査主幹 SD 担当 柳生 修二

## 1. はじめに ▼

インターネットの発展と共に、学術雑誌が電子化され既に20年以上が経過した。当初電子ジャーナルはスピードを要する研究に関する情報を一早く得られる事や、図書館に足を運ぶこと無くどこからでも読める事など、その利便性からも非常に魅力的なものであった。しかし現在、電子ジャーナルの価格高騰と運営費交付金の減少による図書館予算の削減により、多くの大学図書館において電子ジャーナルの購読を維持していくことが困難になっており、研究を支える学術雑誌を読むことが出来なくなるという大きな問題が発生し、近年大学図書館コンソーシアム連合等でも対策が議論されているところである。また、電子ジャーナルに隠れ、あまり問題視されていないが、教科書あるいは参考書として教育を支える電子ブックにおいても同様の問題が発生している。

本稿では、総合研究大学院大学（以下総研大という）において、ある電子ブックの購読を維持するために、学内コンソーシアムを構築することで契約を包括し、継続的な購読を可能にするまでの経緯について予算確保、支払い形態等

career

Shuji YAGYU ●



桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科修士課程卒。武蔵工業大学（現東京都立大学）環境情報学部情報メディアセンターを経て、2004年より総合研究大学院大学に講師として入職。情報公開室・主幹、調査・監査主幹等を経て現職。論文「総合研究大学院大学における大学アーカイブズの現状と問題点について」、『高等教育を考える（大学とは何か）発展途上国におけるSTUDENT-CENTERED LEARNINGを例にして』（桜美林大学オープンカレッジ 2015年）など多数。

を含めて報告する。

総研大は、あまり世間には知られていない大学で、特に私学の方にはなじみが無く、同大学の仕組みを知らなければ本稿の内容を理解することが困難なため、まず総研大の構成について説明する。

## 2. 総合研究大学院大学とは ▼

総研大は（図1）の様に、4つの大学共同利用機関法人が設置する16の研究所等と国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の研究所を基盤機関として、1988年（昭和63年）10月に設置された博士課程教育のみを行う、日本初の大学院大学である。

総研大単体の予算規模は国立大学法人の中

でも最小であるが、ハワイのすば  
る天文台や南極の昭和基地も総研  
大のキャンパスであり、これらの  
持つ予算を全て合わせると実は予  
算規模では東大・京大を上回る。  
また、教員数も学生500人に対し  
て2.4倍の1,200人以上と教育体制

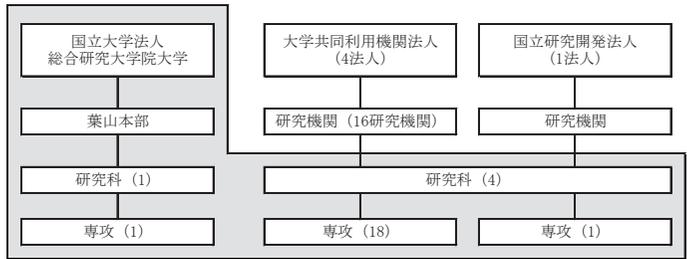


図1 総合研究大学院大学 概要

も充実し、2016年ノーベル賞受賞者の大隅良  
典先生や2008年受賞の小林誠先生も本学の元  
教授である。

### 3. 総研大の

#### コンソーシアム構築の経緯 ▼

総研大の電子ブックは、国立大学法人化以前  
は(図2)のとおり、4研究機関において全13  
分野の内、独自に7分野8契約が締結されてい  
た、これは通常の大学において、学部(専攻)  
又はキャンパス独自で契約しているようなもの  
であり、学生及び教員の利用は、各機関が契約  
しているタイトルのみ、かつ当該機関(キャン  
パス)内からのアクセスのみに制限  
されており、学生や教員が所属する  
専攻によって利用の可否が異なり、  
公平性を欠いていた。また、同一コ  
レクションを複数図書館で重複して  
契約するという無駄もあった。

しかし、これらの契約を包括する  
ためには、予算の再編や契約の一本  
化などの措置が必要となるが、法人  
化以前は(図3)のように、文部科学  
省から大学運営費が直接専攻を設  
置する基盤機関である研究所に配布  
されており、すべての予算の使途が

文部科学省からの配分時に決定されていたた  
め、予算の組み替えが行えず、更に、各機関の  
図書館及び図書室では総研大と研究機関の図書  
予算が別々に管理されていたため、出版社から  
は同一組織内の図書館と見なされず、契約の包  
括を断念した。

法人化後に再度各機関における契約内容を調  
査し、出版社と契約の包括について協議したと  
ころ、契約規模には構成員数に応じてS・M・L  
の3サイズがある中で、「総研大全体の契約に変  
更しても、各機関の個別契約と同様Sサイズに  
ギリギリ収まる。」「残りの6分野を含めて、総  
研大として全分野を契約した場合、フルコレク  
ション割引が適用され、現在4機関がそれぞれ

	葉山本部 図書館	A研究所 図書室	B研究所 図書室	C研究所 図書室	D研究所 図書室	E研究所 図書室	他研究機関 図書室(室)
分野a		契約					
分野b			契約		契約		
分野c					契約		
分野d						契約	
分野e		契約					
・							
・							
・							
分野l			契約				
分野m						契約	

図2 総研大の電子ブック契約状況(法人化前)

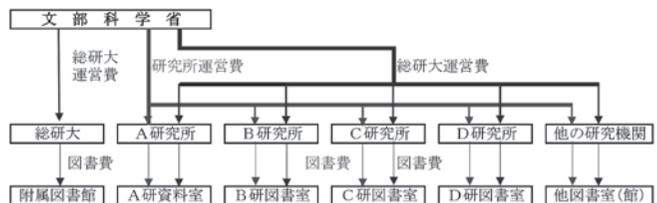


図3 総研大の予算の流れ(法人化前)

支払っている契約金額の合計より、総額が低くなる。」といったことが判明した。それを受け、学内での予算調整や支出の分担など様々な調整を図った末、フルコレクション（13分野）を総研大として契約する事が可能となった。これにより、従来の支払総額を下げる（60%削減）と共に、総研大の学生及び教員すべてが全コレクションを購読可能となり、全国17か所に分散するキャンパスにいる学生及び教員にとって非常に大きなメリットとなった。

これらが実現出来たのは、法人化による組織及び制度変更によることが大きい。法人化以前は、前述のとおり、大学の運営費も総研大を通さずに文部科学省から直接各研究機関に配分され、各図書館も全く別の組織として運営されていた。また、予算も全て紐付きで、図書費を機関独自に増減することも出来なかった。しかし、法人化後は、(図4)のように大学の運営費も総研大に一本化され、且つ各専攻が設置される基盤機関の図書館(室)も大学設置基準上、

葉山本部図書館と各基盤機関図書館・図書室を一体とした「附属図書館」とする事により、出版社からも同一組織と見なされた事と、予算区分の自由化によって、大学の意思で図書に対する予算ポリシーを策定する事が出来るようになった為、前述のように契約の包括が可能となった。

#### 4. 支出負担形式の変遷 ▼

契約にあたっては、総額を各基盤機関の図書館(室)でどの様に負担するかについて、「重複して契約していた分野をどちらが負担するのか」、「全体で利用出来るようになるのに、なぜ一部の機関だけが負担するのか」など様々な意見があり、調整は困難を極めたが、最終的に13分野の内、図5のように7分野を当初から購読していた各基盤機関の図書館(室)が負担し、残りの6分野を葉山本部が負担することで合意した。

その後、度重なる予算削減と総研大の構成員の増加による契約規模の拡大(S→M)、出版社側の都合による電子ブックのコレクション分野増加(再編)などにより、葉山本部及び4基盤機関の図書館(室)の予算では総額を賄うことが困難となった。予算については、毎年効率化係数として、大学の予算が1%ずつ削減されたことと、それ以上に図書費が削減された事が大きく、特に図書費は4年間で30%以上削減された。

又、各図書館における電子ブックの利用率を調査したところ、支出負

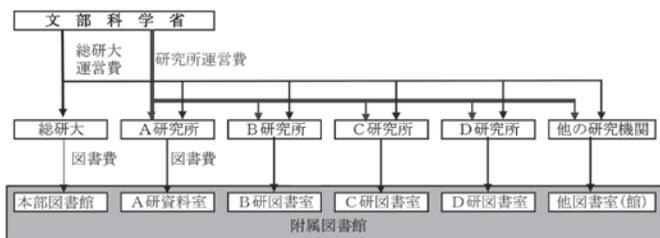


図4 総研大の予算の流れ (法人化後)

	葉山本部 図書館	A研究所 図書室	B研究所 図書室	C研究所 図書室	D研究所 図書室	E研究所 図書室	他研究機関 図書館(室)
分野a		負担					
分野b			負担				
分野c					負担		
分野d						負担	
分野e		負担					
・	負担						
・	負担						
・	負担						
分野l			負担				
分野m						負担	

図5 総研大の電子ブック契約状況 (法人化後)

担をしていない図書館の利用数が、支出負担をしている図書館の利用数を上回っていた事からも、今まで負担してきた図書館関係者からの不満の声が大きく、予算の不足分に対して、今まで支出負担をしていなかった図書館にも利用率に応じた負担額を算出し、翌年度に葉山本部から配分する、大学（専攻）運営費で清算するという、新たな制度を設ける事とした。この負担額を算出するに至っては、単純に利用率で算出すると、過去に自図書館の支出で購入した書籍についても負担をする事になり、自分で買ったものについて、更に利用費を支払う事になる。また、文系と理系の書籍では単価が大きく違うところを、一律に計算されてしまうことなどから、公平性を優先すると非常に複雑で非効率的な仕組みとなってしまう。それらの課題に対して、関係者と協議し、様々な意見をまとめた結果、複雑ではあるが公平性のある制度が取り入れられた。

これにより予算問題は解決し、契約の更新が可能となったが、次年度の各図書館への請求額が確定しておらず、請求が予算を上回る事を回避するために各図書館で利用が抑えられ、総研大としては利用無制限にもかかわらず、利用数が大きく減少するといった新たな問題が発生した。これに対し、次年度は利用率による負担額が葉山本部から配分される大学（専攻）運営費の5%を上回った場合には、超過分を葉山本部で負担するというキャップを付けたことにより、ある程度利用数が回復したが、やはり従前の利用数には満たなかった。

そんな時に文部科学省から国立大学法人に「学長裁量経費の確保」という義務が与えられた。私立大学では考えられないと思うが、国立

大学では前述のとおり法人化以前はほとんどの予算の使途が確定されており、法人化後もその既得権益が強く、学長が大学改革のための事業を実施するにも、予算を獲得することが困難だった。そこで学長がリーダーシップを発揮するために、文部科学省がわざわざ「予算の5%を学長裁量経費として確保するように」と指示し、これを実行させた。この学長裁量経費の確保にあたっては、学内各所から多くの反対意見があったが、「大学全体の教育・研究の向上のために使う」事を前提に合意された。葉山本部図書館ではすぐに、「大学全体で利用している教育・研究リソースは図書しかありません」と学長に申し入れ、電子ブックと電子ジャーナル経費の不足分に対し、学長裁量経費からの支出を認めて頂き、何とか予算不足問題を解消し、再度（図5）の支出負担制度を復活させた。これにより懸案となっていた利用の抑制も解除され利用数も回復した。

## 5. 学内調整及び出版社との折衝 ▼

これらのプロセスにおいては、専攻を設置する基盤機関、大学本部、本部図書館、基盤機関図書館（室）担当者、教員、学生、出版社、出版社担当者、等全てのステークホルダーの事を考え、全体最適の考え方を最優先として進めて来た結果であるが、支出負担の分担など、まだまだ課題が残っている。何処か、あるいは誰かが重い負担を強いられる仕組みでは継続は望めない。

また、簡単に調整が行われたように見えるかも知れないが、総研大附属図書館は組織として規程上、

**第2条** この規則において「附属図書館」とは、学則第6条の2に規定する学術情報基盤センターに置く本部図書館（以下「本部図書館」という。）並びに学則第1条に規定する機構等法人及び基盤機関が設置する図書館又は図書室のうち第5条に規定するもの（以下「基盤図書館等」という。）をいう。

と定められており、複数の図書館（室）の集合体であるため、上下の関係が無く、本部図書館といっても他の図書館（室）に対して何の権限も持たない。業務上も、

**第5条の4** 附属図書館は、次に掲げる所掌業務を処理する。

- (1) 附属図書館の運営に係る企画及び調査並びに連絡調整に関すること。
- (2) 本部図書館と基盤図書館等との関係及び協力に関すること。
- (3) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

と定められているため、本稿の事例も附属図書館の所掌であるが、附属図書館自体がある種バーチャルな組織であり、コンソーシアムとしての色合いが強く、自律した事務組織も持たないため、調整は附属図書館長又は副館長が自ら行わねばならず、非常に多くの困難が伴った。

更に、出版社との折衝においては、予算その他について、学内でそれなりの権限を持つ者が、契約金額だけではなく、教育や研究といったユーザーの視点を絡め、大学と出版社の双方にメリットが働く提案、協議をしていくべきである（協議相手によって出版社側の対応が変わ

るのも事実である）。

同様に学内での予算確保についても、ただ単に「必要だ」「今まで買っていた」と言った漠然とした理由や既得権からの要求では無く、教育及び研究全体に対するプライオリティとコストパフォーマンスを考慮し、データを含めて、執行部に丁寧に説明する必要がある。

## 6. まとめ

この事例は、総研大という極めて特殊な大学だからこそ可能な手段であったとも言えるが、学部図書館が各々独自で契約をしているような大学においては有効な手段であり、同様の手法をとることが可能であると考えられる。

最後に、本稿は一つの大学における、電子書籍高騰に対する対策であるが、電子ジャーナルにしても、電子ブックにしても、「無ければ困る」「読めなければ困る」「研究力が低下する」と言った声を多数聞き、インターネット上でも「国際的な研究力の低下」等を問題視する議論が非常に多く見受けられ、もはや日本（世界）全体の問題となっている。これらは本当の事であろう、しかし実際の利用者では無い予算部門の人間にはどのくらい深刻に受け止められているのか疑問である。最近電子ジャーナルの閲覧数による個別論文への影響度などの研究が行われているが、実際に電子ジャーナルや電子ブックといったコンテンツと教育及び研究との相関関係はまだ明確では無い、これらを明らかにするのは非常に困難であるが、外部を動かすには少しでも明確にし、理解を求めることも必要ではないか。